

第 17 号

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年 1 月 25 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例  
熊本県港湾管理条例（昭和 41 年熊本県条例第 42 号）の一部を次のように改正する。  
別表第 1 岸壁、棧橋、浮棧橋及び物揚場の部の次に次のように加える。

|     |          |                                   |       |    |  |
|-----|----------|-----------------------------------|-------|----|--|
| 駐車場 | 八代港国際旅客船 | 国際旅客船                             | 2,000 | 00 |  |
|     | 拠点駐車場    | 乗客用観光<br>バス 1 台当<br>たり 1 日に<br>つき |       |    |  |

別表第 1 中 「熊本港 1 回につき 79200」 を

|     |
|-----|
| 熊本港 |
| 八代港 |

|        |          |
|--------|----------|
| 1 回につき | 79200    |
| 1 基当たり | 11,00000 |
| 1 回につき |          |

に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

八代港の施設整備に伴い、使用料の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。